

たちばな会会則

(名称)

第一条 この会は、たちばな会（以下本会と云う）と呼ぶ。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、会長宅におくものとする。

(目的)

第三条 本会は、会員の親睦を目的とする。

(活動内容)

第四条 (1) 旅行 (2) 社会奉仕活動 (3) 健康増進活動 (4) その他目的達成に必要な活動

(性格)

第五条 本会は、政治上、宗教上、中立であり政治、宗教活動は行わない。

(会員)

第六条 本会の会員は、たちばな台に居住する方で、申し込みをされた方とする。

(但し、上記地区以外の方で、申し込みをされ承認された方。)

(会費)

第七条 会費は、1人1ヵ月200円とし、同一世帯の会員が複数の場合は、2人目以降は1人

1ヵ月100円とし、毎年3月末までに翌年度分を全納する。(但し脱会者には、会費は返金しないものとする)

(役員の数)

第八条 本会は、次の役員をおく。

会長・1名。副会長・2～3名（公園愛護会会長または友愛委員を兼任する）。会計・1名。

監査・1名。総務・2～3名。 ※顧問又は相談役を若干名おく事が出来る。

公園愛護会会長・1名。副会長・1名。会計・1名。監査・1名

(役員の任期)

第九条 役員の任期は、次の通りとする。

役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

(月例会)

第十条 原則として、月1回は開催するものとする。

(総会)

第十一条 本会は、毎年度終了2ヵ月以内に、総会を開催するものとする。

決議事項は、出席会員の過半数をもって決議する。

(会計年度)

第十二条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

この会則は、平成27年5月19日一部改定・平成28年4月1日より施行する。

附 則

本会は、附則として次の如く慶弔を行うものとする。

- (1) 会員の入院（10日以上） 見舞金5,000円 但し会計年度1回を限度とする。
- (2) 会員の香典 5,000円（お返しは、頂かないものとする。）